

市指定介護サービス事業所 各位

大川市健康課介護保険係

### 介護認定審査会の簡素化の実施について

大川市では「介護認定審査会の運営についての一部改正について(老発0323第1号平成30年3月23日付)」に基づき、令和5年8月1日以降の審査会から下記のとおり認定審査会の簡素化を実施することになりましたのでお知らせします。

#### 1 介護認定審査会の簡素化とは

介護認定審査会の事務の負担軽減及び審査の迅速化を図るために、一次判定の結果が、前回の要介護度と一致し、状態が安定していると判断されるなど、一定の要件を満たした場合、一次判定結果を二次判定結果とみなすことができます。

審査会では、一覧表で一括合議し簡素化の要件に該当しない等の疑義がある場合のみ通常審査に変更します。

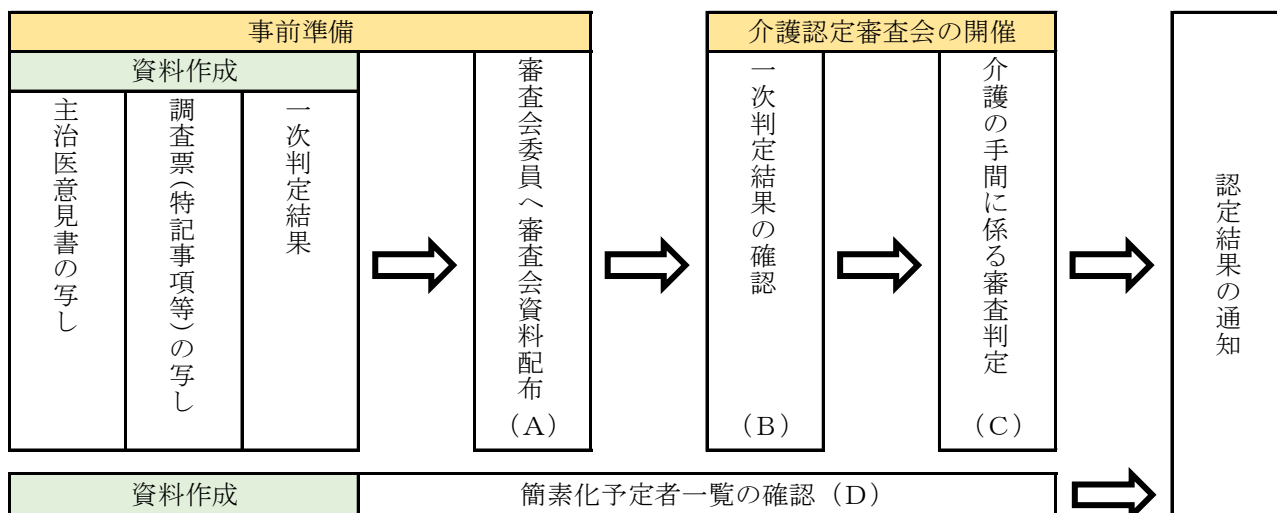
#### 2 国が定める簡素化の要件

下記の要件を満たす場合、二次判定における変更率が極めて低いケースとなり、簡素化の対象となります。

- (1) 第1号被保険者であること
- (2) 更新申請であること
- (3) 一次判定結果の要介護度が、前回の要介護と一致していること
- (4) 現在の認定有効期間が12か月以上であること
- (5) 一次判定結果が「要支援2」又は「要介護1」の場合、状態の安定性判定ロジックが「安定」であること
- (6) 一次判定結果の要介護認定基準時間が、「一段階重い要介護度に達するまで3分以内(重度化キワ3分以内)」でないこと

#### 3 審査判定の流れ

一般的な審査判定は、下記図の流れで行いますが、簡素化対象者一覧の審査判定は図の(A)、(B)、(C)を行わずに、介護認定審査会において簡素化予定者一覧の確認(D)をしていただいた上で、一次判定結果を二次判定結果とします。



#### 4 認定有効期間

更新申請で設定可能な最大期間とします。